

2026（令和8）年1月26日

【照会先】

政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室

統計管理官 渡邊

室長補佐 細野

毎勤調整係・企画調整係

(代表電話) 03(5253)1111 (内線7609, 7610)

(直通電話) 03(6812)7819

—2025（令和7）年毎月勤労統計調査特別調査の概況—

目 次

1 調査の概要	1 ページ
2 結果の概要	3 ページ
(1) 賃金	3 ページ
(2) 労働時間と出勤日数	5 ページ
(3) 雇用	7 ページ
3 付表	9 ページ

2025（令和7）年毎月勤労統計調査特別調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

(URL : <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html>)

1 調査の概要

(1) 調査の目的

毎月勤労統計調査特別調査は、常用労働者1人以上4人以下の事業所の賃金、労働時間及び雇用の実態を明らかにして、毎月実施されている常用労働者5人以上の事業所に関する「全国調査」及び「地方調査」を補完するとともに、各種の労働施策を円滑に推進していくための基礎資料を提供することを目的とする。

(2) 調査の範囲

ア 地域

全国

イ 産業

日本標準産業分類（2013（平成25）年10月改定）に基づく16大産業（「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）」）

ウ 事業所

イの産業に属する常用労働者1人以上4人以下を雇用する事業所を対象とし、令和3年経済センサス-活動調査の調査区に基づいて設定した毎勤特別調査区のうちから、調査区を無作為に抽出し、当該調査区内に所在する全ての事業所を客体とする。

(3) 調査の時期

2025（令和7）年6月の最終給与締切日の翌日から7月の最終給与締切日までの1か月間（特別に支払われた現金給与額については、2024（令和6）年8月1日から2025（令和7）年7月31日までの1年間）の状況について、2025（令和7）年8月及び9月に調査を実施した。

(4) 主な調査事項

ア 主要な生産品の名称又は事業の内容

イ 企業規模

ウ 常用労働者の数

エ 常用労働者ごとの次に掲げる事項

a 性

b 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別

c 年齢及び勤続年数

d 1日の実労働時間数及び出勤日数

e きまって支給する現金給与額

f 特別に支払われた現金給与額

(5) 調査の方法

調査員が配布する調査票に報告者が記入するか、又は調査員が報告者から聞き取り記入する方法により調査を行う。

ただし、調査員調査のみでは困難な場合等には、都道府県が郵送により調査票を配布する場合や、報告者が郵送又はオンラインにより回答する場合がある。

(6) 調査系統

配布：厚生労働省－都道府県－調査員－報告者

取集：報告者－調査員－都道府県－厚生労働省

(7) 調査客体数、有効回答数及び有効回答率

調査客体数 23,760 事業所 有効回答数 19,662 事業所
有効回答率 82.8%

(8) 利用上の注意

- ア 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入している。
- イ 「前年比」及び「前年差」は、前年の結果と比較した増減を表している。また、これらの数値は表章単位の数値から算出している。
- ウ 4 ページの第2図及び第2表は、企業規模1～4人の事業所について集計している。

(9) 用語の定義

- ア 常用労働者
次のいずれかに該当する者をいう。
 - a 期間を定めずに雇われている者
 - b 1か月以上の期間を定めて雇われている者なお、いわゆる重役や理事などの役員でも、部長、工場長あるいは支店長などのように、常時事業所に出勤して、一定の業務に従事し、一般の労働者と同じ基準で毎月給与が算定されている者は常用労働者に含める。
また、いわゆるパートタイム労働者で上記 a、b の条件を満たしている者も常用労働者に含める。
本特別調査では調査期間末日現在、当該事業所に在籍している常用労働者について調査している。
- イ きまって支給する現金給与額
労働契約、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法に基づき、毎月きまって現金で支給される給与額（超過勤務手当を含む。）をいい、7月分の給与額について調査している。所得税、各種社会保険料等を差し引く以前の金額である。
- ウ 特別に支払われた現金給与額
一時的又は臨時的に支払われた現金給与額及び3か月を超える期間ごとに支払われた現金給与額をいう。主なものとして、夏季、年末の賞与がこれに該当する。
本項目においては、2024（令和6）年8月1日から2025（令和7）年7月31日までの1年間分の勤続1年以上の者1人当たり平均を算出している。
- エ 実労働時間
労働者が実際に働いた労働時間をいい、休憩時間を含まない。7月中の通常日1日について調査しており、1時間未満の端数については、労働者ごとに30分以上は切上げ、30分未満は切捨てとしている。
- オ 出勤日数
労働者が実際に出勤した日数をいい、7月分について調査している。有給休暇は出勤日に含めないが、1時間でも就業した日は出勤日とする。
- カ 年齢
調査期間末日現在の労働者の満年齢をいう。
- キ 勤続年数
労働者がその企業に雇い入れられてから調査期間末日までに勤続した年数をいい、1年未満の端数については労働者ごとに切捨てとしている。
- ク 短時間労働者
通常日1日の実労働時間が6時間以下の者をいう。

2 結果の概要

(1) 賃金

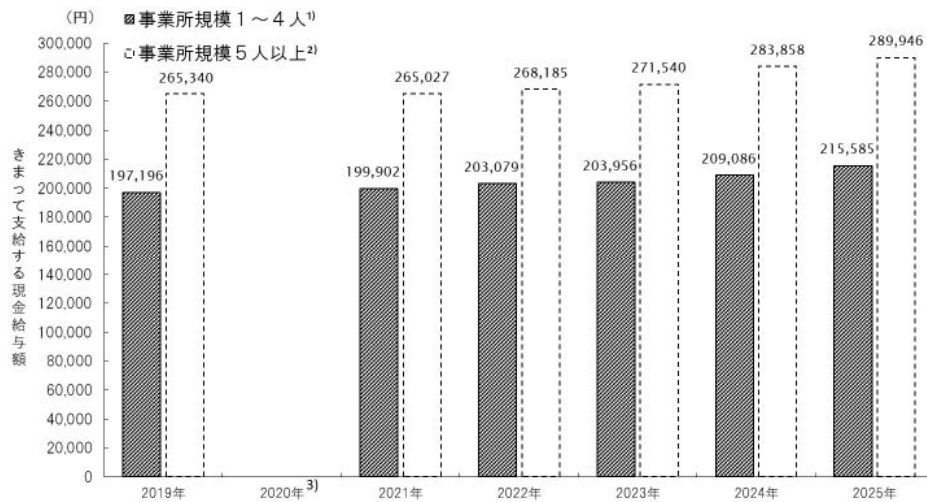
ア きまって支給する現金給与額

事業所規模1～4人の事業所について、2025（令和7）年7月におけるきまって支給する現金給与額は、調査産業計が215,585円で前年比3.1%増となった。

男女別にみると、男は290,551円で前年比2.9%増、女は162,690円で同3.8%増となった。

主な産業についてみると、「建設業」が285,897円と最も高く、次いで「製造業」が235,228円、「卸売業，小売業」が219,347円、「医療，福祉」が202,069円、「生活関連サービス業，娯楽業」が169,035円、「宿泊業，飲食サービス業」が117,443円となった。（第1図、第1表）

第1図 事業所規模別きまって支給する現金給与額の推移（調査産業計）



注：1) 事業所規模1～4人は各年7月の数値である。

2) 事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査各年7月分の結果である。

3) 2020（令和2）年は特別調査を中止しており、2020（令和2）年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所勤労統計調査」の結果によると、事業所規模1～4人のきまって支給する現金給与額は202,372円となっている。

また、事業所規模5人以上における2020（令和2）年7月のきまって支給する現金給与額は262,474円である。

第1表 性・主な産業、事業所規模別きまって支給する現金給与額

2025（令和7）年7月

性・主な産業	事業所規模 1～4人		（参考） 事業所規模 5人以上 ¹⁾		5人以上=100と したときの比率
	円	前年比 ²⁾ %	円	前年比 ²⁾ %	
調査産業計	215,585	3.1	289,946	2.1	74.4
男	290,551	2.9	359,749	3.9	80.8
女	162,690	3.8	215,549	6.6	75.5
建設業	285,897	3.5	368,570	1.7	77.6
製造業	235,228	3.6	340,212	4.0	69.1
卸売業，小売業	219,347	1.9	253,972	2.2	86.4
宿泊業，飲食サービス業	117,443	2.6	132,559	0.9	88.6
生活関連サービス業，娯楽業	169,035	4.1	219,558	6.6	77.0
医療，福祉	202,069	3.3	270,122	2.8	74.8

注：1) 事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査2025（令和7）年7月分の結果である。

2) 事業所規模5人以上の前年比は、指数から算出している。ただし、男女別の前年比は、実数から算出している。

イ 年齢階級・勤続年数階級別きまって支給する現金給与額

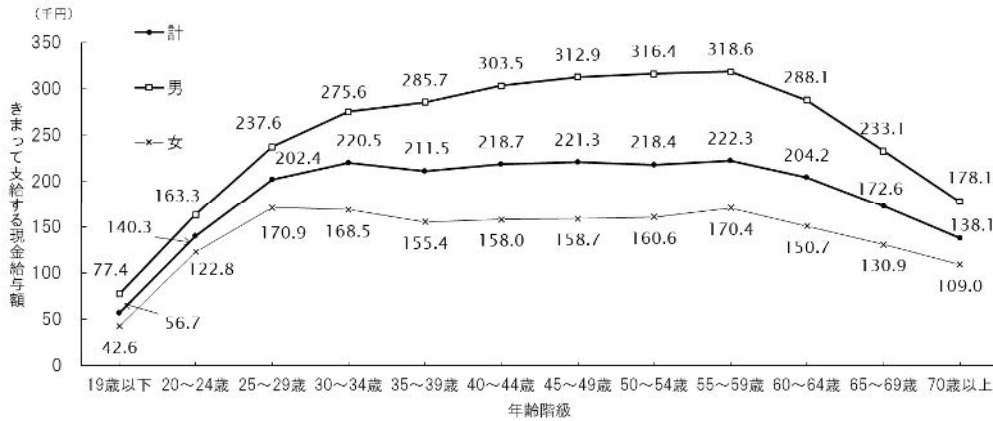
企業規模1～4人の事業所における2025（令和7）年7月のきまって支給する現金給与額を年齢階級別にみると、調査産業計で男女計は30～34歳まで上昇しているが、以降55～59歳まではほぼ横ばいとなり、60～64歳以降低下している。

男女別にみると、男は40～44歳まで上昇しているが、45歳から59歳まではおおむね横ばいとなり、60～64歳以降低下している。女は、総じて年齢階級による差は小さいものの、25～29歳まで上昇しているが、30歳から59歳まではおおむね横ばいとなり、60～64歳以降低下している。（第2図）

また、勤続年数階級別にみると、勤続年数30年以上を除き、男女別、主な産業別にみても勤続年数が長いほど給与水準がおおむね高くなっている（第2表）。

第2図 性・年齢階級別きまって支給する現金給与額（企業規模1～4人、調査産業計）

2025（令和7）年7月



第2表 年齢階級・勤続年数階級、性・主な産業別きまって支給する現金給与額（企業規模1～4人）

2025（令和7）年7月（単位：円）

年齢階級 勤続年数階級	調査産業計			建設業	製造業	卸売業、 小売業	宿泊業、 飲食 サービス業	生活関連 サービス業、 娯楽業	医療、 福祉
	計	男	女						
年 齢 計	198,925	270,881	149,747	275,614	220,681	186,845	104,106	163,876	189,889
19歳以下	56,699	77,407	42,566	205,869	x	56,158	37,890	81,033	x
20～24歳	140,321	163,259	122,786	232,020	192,909	118,799	61,588	174,091	176,781
25～29歳	202,352	237,585	170,912	259,780	231,134	188,044	122,361	197,957	216,154
30～34歳	220,514	275,594	168,546	286,896	231,531	219,769	138,822	207,787	195,088
35～39歳	211,532	285,662	155,390	303,969	240,785	201,534	124,985	172,394	196,672
40～44歳	218,656	303,525	157,955	303,341	266,281	206,225	133,357	175,345	190,253
45～49歳	221,288	312,878	158,665	313,524	250,297	208,809	120,197	162,722	192,840
50～54歳	218,374	316,397	160,591	304,766	239,937	201,521	112,661	161,876	189,871
55～59歳	222,257	318,631	170,370	295,573	253,642	213,048	118,397	172,267	207,748
60～64歳	204,245	288,107	150,698	263,123	228,565	196,733	106,482	153,214	193,192
65～69歳	172,645	233,060	130,877	236,858	204,762	160,370	81,831	123,755	167,385
70歳以上	138,148	178,089	108,989	175,632	142,476	130,159	79,917	110,573	144,218
勤続年数 計	198,925	270,881	149,747	275,614	220,681	186,845	104,106	163,876	189,889
0年	153,490	210,633	120,299	228,100	193,105	156,800	80,517	153,343	169,062
1年	157,138	222,997	119,161	246,054	175,449	156,128	79,942	154,156	162,361
2年	166,411	229,907	126,766	250,171	179,317	154,875	99,922	163,525	158,265
3～4年	178,922	245,088	139,712	259,216	213,121	162,609	101,073	165,293	182,759
5～9年	191,857	268,605	145,936	267,664	202,432	182,826	107,250	167,664	184,900
10～14年	206,224	280,081	155,106	286,888	229,884	180,504	117,878	165,409	189,945
15～19年	228,403	300,322	174,266	297,883	246,875	220,692	137,931	168,238	199,955
20～29年	233,713	311,972	172,157	303,631	237,187	223,096	127,929	174,132	216,854
30年以上	215,083	276,947	161,947	264,412	226,608	185,005	116,458	154,475	225,753
平均年齢 ²⁾ (歳)	51.6	51.1	52.0	50.8	55.3	53.4	48.0	48.0	50.2
平均勤続年数 ²⁾ (年)	13.9	15.1	13.1	16.0	18.1	16.0	9.0	13.2	11.4

注：1) 「x」は、調査客体が少ないため公表しない。

2) 7月末日現在の数値である。

ウ 特別に支払われた現金給与額

2024（令和6）年8月1日から2025（令和7）年7月31日までの1年間における賞与など特別に支払われた現金給与額は、調査産業計が310,784円で前年比13.7%増となった。

男女別にみると、男は455,203円で前年比15.3%増、女は207,079円で同12.3%増となった。

主な産業についてみると、「建設業」が382,266円と最も高く、次いで、「卸売業，小売業」が316,079円、「製造業」が309,378円、「医療，福祉」が301,241円、「生活関連サービス業，娯楽業」が84,092円、「宿泊業，飲食サービス業」が55,411円となった。（第3表）

第3表 性・主な産業別過去1年間特別に支払われた現金給与額（事業所規模1～4人）

性・主な産業	実 額		支給割合 ¹⁾	
	円	前年比 %	か月分	前年差 か月分
調 査 産 業 計	310,784	13.7	1.44	0.13
男	455,203	15.3	1.57	0.17
女	207,079	12.3	1.27	0.09
建 設 業	382,266	24.3	1.34	0.23
製 造 業	309,378	14.2	1.32	0.13
卸 売 業 ， 小 売 業	316,079	11.1	1.44	0.12
宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業	55,411	20.7	0.47	0.07
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ， 娯 楽 業	84,092	17.3	0.50	0.06
医 療 ， 福 祉	301,241	13.7	1.49	0.14

注：2024（令和6）年8月1日から2025（令和7）年7月31日までの1年間分の数値である。

特別に支払われた現金給与額については、勤続1年以上の者を対象に算出している。

1) 支給割合は、常用労働者（勤続年数1年未満の者を含む。）1人当たりの2025（令和7）年7月のきまって支給する現金給与額に対する、過去1年間特別に支払われた現金給与額の割合である。

(2) 労働時間と出勤日数

ア 労働時間

2025（令和7）年7月における通常日1日の実労働時間は、調査産業計が6.8時間で前年より0.1時間減少となった。

男女別にみると、男は7.6時間で前年と同水準となり、女は6.3時間で前年と同水準となった。

（第3図、第4表）

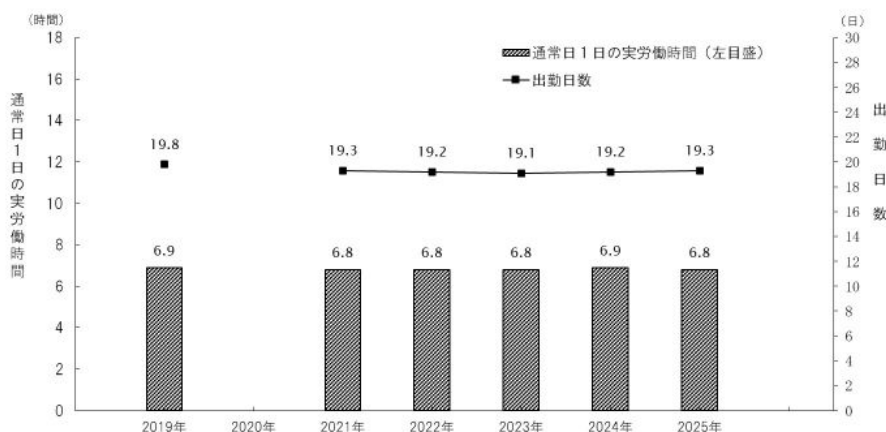
通常日1日の実労働時間別に常用労働者の構成割合をみると、調査産業計で8時間が44.4%と最も多く、次いで、7時間が17.4%、4時間以下が13.7%、6時間が9.0%、5時間が8.8%、9時間以上が6.7%となった（第5表）。

イ 出勤日数

2025（令和7）年7月における出勤日数は、調査産業計が19.3日で前年より0.1日増加となった。

男女別にみると、男は21.0日で前年より0.1日増加となり、女は18.1日で同0.1日増加となった。（第3図、第4表）

第3図 通常日1日の実労働時間及び出勤日数の推移（事業所規模1～4人、調査産業計）



注：各年7月の数値である。

2020（令和2）年は特別調査を中止しており、2020（令和2）年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所労働統計調査」の結果によると、事業所規模1～4人の出勤日数は19.3日、通常日1日の実労働時間は6.9時間となっている。

第4表 性・主な産業、事業所規模別通常日1日の実労働時間及び出勤日数

2025(令和7)年7月

性・主な産業	通常日1日の実労働時間				出勤日数			
	事業所規模1～4人		(参考)事業所規模5人以上 ¹⁾²⁾		事業所規模1～4人		(参考)事業所規模5人以上 ¹⁾	
		前年差		前年差		前年差		前年差
調査産業計	時間	時間	時間	時間	日	日	日	日
男	7.6	0.0	8.2	0.0	21.0	0.1	19.3	0.1
女	6.3	0.0	7.2	0.0	18.1	0.1	17.3	0.0
建設業	7.4	0.0	8.1	-0.1	21.1	0.0	20.9	0.2
製造業	7.0	-0.1	8.3	0.0	20.2	0.4	19.9	0.3
卸売業, 小売業	7.0	-0.1	7.3	0.0	19.8	0.1	17.9	0.0
宿泊業, 飲食サービス業	5.7	0.0	6.5	0.0	16.6	-0.2	13.7	0.0
生活関連サービス業, 娯楽業	6.7	0.0	7.4	0.2	18.8	-0.1	17.0	0.1
医療, 福祉	6.7	0.1	7.4	0.0	19.1	0.2	18.1	0.1

注：1) 事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査2025(令和7)年7月分の結果である。

2) 事業所規模5人以上における通常日1日の実労働時間は、月間総実労働時間を出勤日数で除したものである。

第5表 性・主な産業、通常日1日の実労働時間別常用労働者構成割合(事業所規模1～4人)

2025(令和7)年7月末日現在(単位：%)

性・主な産業	合計	4時間以下	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間以上
調査産業計	100.0	13.7	8.8	9.0	17.4	44.4	6.7
		(-0.1)	(0.2)	(0.1)	(0.8)	(-0.9)	(0.0)
男	100.0	5.2	2.9	4.1	17.0	60.1	10.8
女	100.0	19.7	13.0	12.4	17.7	33.4	3.9
建設業	100.0	4.8	4.2	5.6	24.1	55.3	5.9
製造業	100.0	10.6	7.5	8.1	16.9	50.7	6.2
卸売業, 小売業	100.0	11.1	8.3	8.3	15.3	48.8	8.2
宿泊業, 飲食サービス業	100.0	36.1	17.7	10.5	8.8	18.9	8.0
生活関連サービス業, 娯楽業	100.0	11.5	15.0	12.4	16.6	35.1	9.4
医療, 福祉	100.0	17.1	7.1	10.0	18.4	42.6	4.9

注：()内は前年差(ポイント)である。

通常日1日の実労働時間の1時間未満の端数については、労働者ごとに30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てて集計している。

(3) 雇用

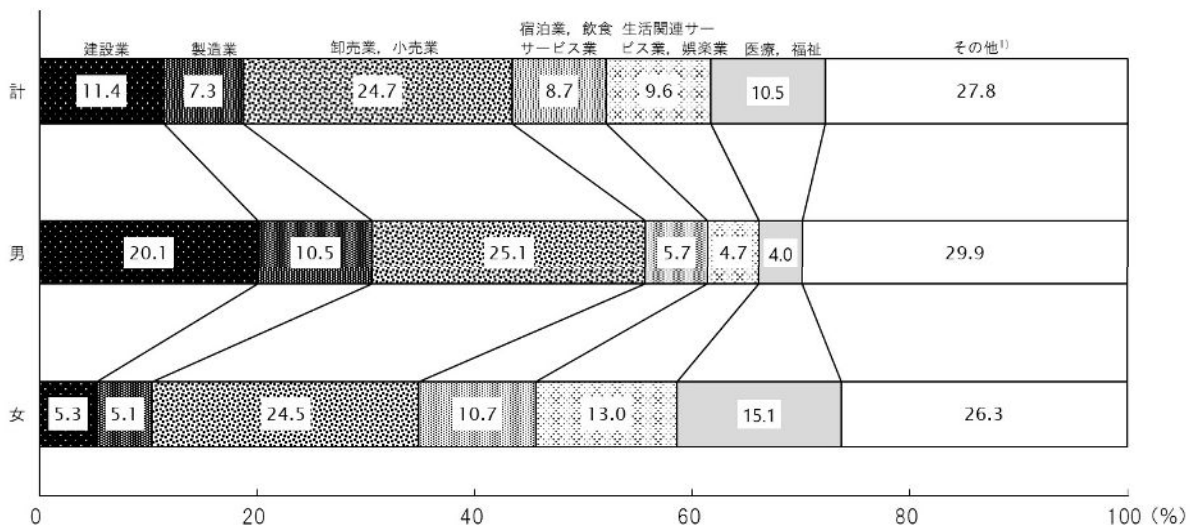
ア 常用労働者の産業別構成割合及び産業別女性労働者の割合

2025（令和7）年7月末日現在における常用労働者の構成割合を主な産業についてみると、「その他」以外では「卸売業，小売業」が24.7%と最も高く、次いで「建設業」が11.4%、「医療，福祉」が10.5%、「生活関連サービス業，娯楽業」が9.6%、「宿泊業，飲食サービス業」が8.7%、「製造業」が7.3%となった。

常用労働者に占める女性労働者の割合は、調査産業計が58.6%で前年より0.2ポイント増加となった。これを主な産業についてみると、「その他」以外では「医療，福祉」が84.3%と最も高く、次いで「生活関連サービス業，娯楽業」が79.6%、「宿泊業，飲食サービス業」が72.7%、「卸売業，小売業」が58.0%、「製造業」が40.7%、「建設業」が27.2%となった。（第4図、第6表）

**第4図 性別常用労働者の産業別構成割合
（事業所規模1～4人）**

2025（令和7）年7月末日現在



注：1) 「その他」とは、「鉱業，採石業，砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業，郵便業」、「金融業，保険業」、「不動産業，物品賃貸業」、「学術研究，専門・技術サービス業」、「教育，学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」の合計である。

**第6表 性別常用労働者の産業別構成割合及び産業別女性労働者の割合
（事業所規模1～4人）**

2025（令和7）年7月末日現在

産 業	計	男	女	女性労働者の割合 ²⁾	
				%	前年差 ポイント
調 査 産 業 計	100.0	100.0	100.0	58.6	0.2
建 設 業	11.4	20.1	5.3	27.2	0.8
製 造 業	7.3	10.5	5.1	40.7	-1.5
卸 売 業 ， 小 売 業	24.7	25.1	24.5	58.0	1.2
宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業	8.7	5.7	10.7	72.7	-1.2
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ， 娯 楽 業	9.6	4.7	13.0	79.6	-0.4
医 療 ， 福 祉	10.5	4.0	15.1	84.3	-0.9
そ の 他 ¹⁾	27.8	29.9	26.3	55.5	0.8

注：1) 「その他」とは、「鉱業，採石業，砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業，郵便業」、「金融業，保険業」、「不動産業，物品賃貸業」、「学術研究，専門・技術サービス業」、「教育，学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」の合計である。

2) 「女性労働者の割合」は、産業ごとの常用労働者数に対する女性労働者数の割合である。

イ 短時間労働者（通常日1日の実労働時間が6時間以下の者）の割合

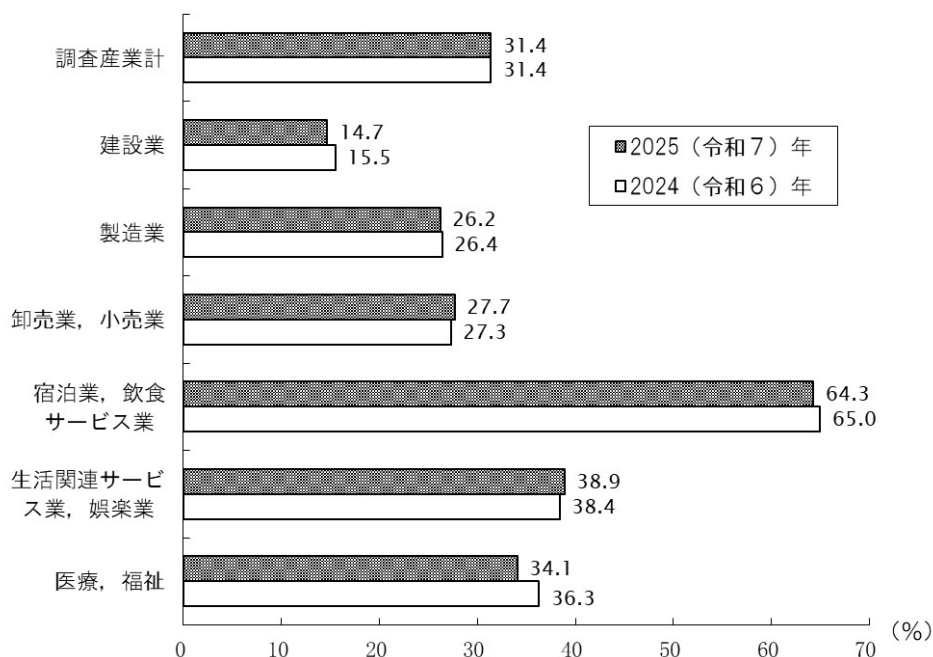
2025（令和7）年7月末日現在における常用労働者に占める短時間労働者の割合は、調査産業計が31.4%で前年と同水準となった。

男女別にみると、男は12.1%で前年より0.1ポイント上昇となり、女は45.1%で同0.2ポイント低下となった。

主な産業についてみると、「宿泊業，飲食サービス業」が64.3%と最も高く、次いで「生活関連サービス業，娯楽業」が38.9%、「医療，福祉」が34.1%、「卸売業，小売業」が27.7%、「製造業」が26.2%、「建設業」が14.7%となった。

また、年齢階級別にみると、19歳以下が75.3%と最も高く、20～29歳が23.0%と最も低くなっている。（第5図、第7表）

第5図 主な産業別短時間労働者の割合（事業所規模1～4人）



注：数値は、各年7月末日現在における産業ごとの常用労働者数に対する短時間労働者数の割合である。

第7表 年齢階級、性別短時間労働者の割合
（事業所規模1～4人、調査産業計）

2025（令和7）年7月末日現在

年齢階級	計		男		女	
	%	前年差 ポイント	%	前年差 ポイント	%	前年差 ポイント
年齢計	31.4	0.0	12.1	0.1	45.1	-0.2
19歳以下	75.3	7.7	67.9	9.3	80.5	8.0
20～29歳	23.0	-2.0	14.9	-1.1	29.1	-2.4
30～39歳	24.4	-0.5	7.2	0.0	39.3	-0.7
40～49歳	27.8	-0.3	6.0	-0.2	43.7	-0.4
50～54歳	29.0	1.1	6.7	0.2	43.0	1.7
55～59歳	28.5	-0.8	6.3	-0.7	41.2	-1.2
60～64歳	33.3	0.4	10.2	1.5	48.4	-0.4
65歳以上	46.1	0.7	28.2	0.9	59.4	0.0

注：数値は、性、年齢階級別の常用労働者数に対する短時間労働者数の割合である。

3 付表

付表1 都道府県別きまって支給する現金給与額、通常日1日の実労働時間、出勤日数及び短時間労働者の割合（事業所規模1～4人、調査産業計） 2025（令和7）年7月

都道府県	きまって支給する 現金給与額	通常日1日の 実労働時間	出勤日数	短時間労働者の割合 ¹⁾
	円	時間	日	%
全 国	215,585	6.8	19.3	31.4
北 海 道	233,763	6.9	20.2	28.0
青 森	205,225	7.0	20.7	26.9
岩 手	205,242	7.0	20.2	29.3
宮 城	229,271	7.0	19.6	26.0
秋 田	202,867	6.9	20.6	26.3
山 形	205,118	6.9	20.6	26.7
福 島	220,231	7.1	20.5	25.1
茨 城	203,859	6.8	19.0	34.8
栃 木	214,567	6.8	20.0	31.9
群 馬	205,500	6.7	19.6	35.3
埼 玉	227,791	6.9	19.4	30.4
千 葉	213,680	6.8	18.6	32.5
東 京	237,813	6.9	18.1	29.8
神 奈 川	221,360	6.7	18.1	33.1
新 潟	201,391	6.8	19.5	31.2
富 山	218,964	6.9	19.9	29.1
石 川	208,995	6.8	19.4	31.0
福 井	237,631	7.2	20.4	23.5
山 梨	209,214	6.8	18.8	33.5
長 野	210,721	6.8	19.2	32.2
岐 阜	218,166	6.7	19.4	33.8
静 岡	217,435	6.7	19.1	35.1
愛 知	234,237	6.8	18.9	33.1
三 重	210,643	6.8	18.6	33.0
滋 賀	205,831	6.8	18.4	33.3
京 都	211,770	6.8	18.7	33.1
大 阪	221,545	6.7	18.5	34.4
兵 庫	199,318	6.7	18.5	37.1
奈 良	187,954	6.6	18.0	38.5
和 歌 山	185,411	6.4	18.7	39.4
鳥 取	211,013	7.0	19.6	28.4
島 根	200,058	6.9	19.6	29.6
岡 山	219,806	7.1	19.6	26.1
広 島	218,837	6.9	19.7	30.5
山 口	206,827	6.8	19.5	32.2
徳 島	202,321	6.8	20.2	30.5
香 川	220,278	6.8	19.5	33.1
愛 媛	212,079	6.9	20.1	27.7
高 知	211,937	7.0	20.2	27.5
福 岡	210,622	6.8	19.6	31.2
佐 賀	220,895	7.1	20.5	25.1
長 崎	195,656	6.8	20.2	31.5
熊 本	204,127	6.8	19.4	31.7
大 分	196,762	6.9	19.6	27.8
宮 崎	192,011	6.9	20.4	31.0
鹿 児 島	192,302	6.8	19.4	30.8
沖 縄	187,282	6.7	19.9	34.5

注：1) 2025（令和7年）年7月末日現在の数値である。

付表2 きまって支給する現金給与額、特別に支払われた現金給与額、通常日1日の実労働時間、出勤日数、勤続年数及び短時間労働者の割合の推移（事業所規模1～4人、調査産業計）

年	きまって支給する現金給与額 ¹⁾		特別に支払われた現金給与額 ²⁾		通常日1日の実労働時間 ¹⁾	出勤日数 ¹⁾	勤続年数 ³⁾	短時間労働者の割合 ³⁾
	実額	前年比	実額	前年比				
	円	%	円	%	時間	日	年	%
1980	129,480	-	258,478	-	7.8	24.7	6.4	14.9
1981	135,533	4.7	265,327	2.6	7.7	24.7	6.5	15.8
1982	141,564	4.4	273,331	3.0	7.7	24.6	6.8	16.2
1983	143,521	1.4	276,125	1.0	7.6	24.3	6.7	18.3
1984	148,539	3.5	278,172	0.7	7.6	24.3	7.0	18.4
1985	152,633	2.8	286,491	3.0	7.6	24.5	7.2	18.7
1986	154,708	1.4	275,913	-3.7	7.7	24.4	7.3	18.6
1987	157,784	2.0	283,682	2.8	7.6	24.3	7.5	18.9
1988	162,227	2.8	298,070	5.1	7.6	24.1	7.6	19.3
1989	167,444	3.2	297,752	-0.1	7.6	23.8	7.8	20.9
1990	176,689	5.5	333,230	11.9	7.5	23.7	8.0	21.3
1991	183,702	4.0	363,150	9.0	7.5	23.4	8.3	22.4
1992	190,342	3.6	366,162	0.8	7.4	23.1	8.7	23.1
1993	194,042	1.9	368,944	0.8	7.4	22.7	8.9	23.1
1994	193,695	-0.2	330,501	-10.4	7.4	22.6	9.0	23.7
1995	195,100	0.7	344,440	4.2	7.3	22.5	9.2	24.0
1996	198,667	1.8	343,851	-0.2	7.4	22.5	9.4	24.0
1997	199,617	0.5	335,080	-2.6	7.3	22.1	9.3	24.3
1998	201,453	0.9	334,987	0.0	7.3	22.0	9.6	24.5
1999	196,671	-2.4	285,293	-14.8	7.3	21.8	9.2	25.0
2000	196,688	0.0	284,772	-0.2	7.3	21.7	9.6	24.8
2001	194,764	-1.0	274,297	-3.7	7.3	21.5	9.7	24.9
2002	193,762	-0.5	250,972	-8.5	7.3	21.8	9.8	25.0
2003	193,570	-0.1	241,577	-3.7	7.3	21.5	9.8	25.5
2004	192,588	-0.5	225,303	-6.7	7.2	21.4	9.9	25.4
2005	190,888	-0.9	220,764	-2.0	7.2	21.1	10.1	26.0
2006	190,749	-0.1	219,475	-0.6	7.2	21.1	10.4	26.9
2007	190,482	-0.1	214,629	-2.2	7.2	21.1	10.9	26.9
2008	192,630	1.1	208,367	-2.9	7.2	21.2	11.1	27.0
2009	185,402	-3.8	195,387	-6.2	7.1	20.8	10.6	28.2
2010	184,676	-0.4	184,694	-5.5	7.1	20.7	10.8	28.4
2011	187,962	1.8	191,014	3.4	7.1	20.6	11.0	28.1
2012	188,928	0.5	191,400	0.2	7.1	20.6	11.0	28.0
2013	190,475	0.8	201,808	5.4	7.1	20.7	11.2	28.0
2014	192,120	0.9	208,488	3.3	7.1	20.7	11.4	28.5
2015	191,269	-0.4	216,965	4.1	7.0	20.4	11.3	29.0
2016	195,701	2.3	227,206	4.7	7.0	20.2	11.6	28.9
2017	196,363	0.3	227,457	0.1	7.0	20.1	11.7	29.2
2018	195,476	-0.5	235,684	3.6	7.0	19.9	12.0	30.1
2019	197,196	0.9	247,634	5.1	6.9	19.8	12.0	30.9
⁴⁾ 2020	-	-	-	-	-	-	-	-
2021	199,902	-	253,157	-	6.8	19.3	12.6	31.3
2022	203,079	1.6	258,268	2.0	6.8	19.2	12.8	31.3
2023	203,956	0.4	261,317	1.2	6.8	19.1	12.6	31.7
2024	209,086	2.5	273,380	4.6	6.9	19.2	12.8	31.4
2025	215,585	3.1	310,784	13.7	6.8	19.3	13.1	31.4

注：1) 各年7月の数値である。

2) 調査年の前年8月1日から調査年7月31日までの1年間分の数値であり、勤続1年以上の者を対象に算出している。

3) 各年7月末日現在の数値である。

4) 2020（令和2）年は特別調査を中止しており、2020（令和2）年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所勤労統計調査」の結果によると、事業所規模1～4人のきまって支給する現金給与額は202,372円、特別に支払われた現金給与額は270,994円、通常1日の実労働時間は6.9時間、出勤日数は19.3日、勤続年数は13.8年、短時間労働者の割合は30.6%となっている。